



経済NEWS

vol.10

■秋田県火災共済協同組合 ■秋田県商工共済協同組合

発行／共済ニュース編集室
〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47
県商工会館内
TEL.018-864-3320
FAX.018-864-3335
発行日／2011年(H23) 9月30日



平成23年度通常総代会／平成23年6月15日(水)、「パーテーギャラリーイヤタカ」にて

理事長あいさつ



秋田県火災共済協同組合
秋田県商工共済協同組合
理事長

村岡 淑郎

日ごろから、組合員の皆様には組合運営に格別のご協力・ご支援を賜わり、この場をお借りしまして、衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度は国内観測史上最大規模のマグニチュード9.0を記録した東北地方太平洋沖地震が発生し、その被害は地理的にも広範囲に亘っており、重ねてこの地震により福島第一原子力発電所において大量の放射性物質の流出を伴う原子力事故の発生など、その影響は国民生活・経済活動に広く及んでおり、先日、政府が発表致した5月の『月例経済報告』においても、生産、企業収益、個人消費とも震災の影響を受け依然として厳しい状況にあり、景気は弱い動きとの見解を示しております。

当組合の主たる契約者である中小企業者にとりましても、先行きに対する不安材料が重く押し掛かり、大変厳しい環境におかれております。

平成22年度の組合の業況についてご報告申し上げます。

ご承知のとおり、昨年末からの記録的な豪雪により、契約者の工場や住宅などが想像を絶する被害に遭われ、1月以降、昼夜を問わず損害事故の受付・査定業務に追われ、契約促進活動に影響が出たことから、共済掛金が対前年比減という結果で終了致しておりますが、経費の削減等を積極的に行なった結果、当期末処分剰余金は昨年とほぼ同様の約4千2百万円を計上する事ができました。

この剰余金については、組合積立金に約1,100万円、そして、相互扶助の理念に基づき、昨年同様、契約者への還元として『利用分量配当金』に約2千3百万円を当てる剰余金処分案を承認頂きました。

一方、商工共済につきましては、元受共済であるハンドル共済、大型傷害共済の契約減少はあったものの、自動車共済で契約台数の増加等の増収があり、当期末処分剰余金では昨年と比べわずかではございますが増益となる約1千万円を計上致しました。これは、組合体質強化のために、内部留保金として、全額を組合積立金とする剰余金処分案を承認頂きました。

火災共済・商工共済ともに、組合を取り巻く環境は今後ますます厳しい状況になると思っておりますが、中小企業者の共済として、より地域密着をはかり、役職員一丸となってこの難局を乗り切りたいと存じておりますので、今後の組合運営により一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。一言あいさつに代えさせていただきます。

配当金還元のお知らせ

総代会の決議により、組合の「共济利用量による配当金の分配に関する規定」に基づいて、平成22年度にお払い込み頂いた共济掛金(長期契約の場合は、長期共济掛金÷契約年数)に対して5%(掛金充当)の配当金を還元いたします。

■配当金の還元方法

組合員の方

(A) 1年契約の方

1. 次回の契約更改(継続)時に共济掛金と相殺させていただきます。
2. 端数については、組合の預り金とし端数(10円未満)が累積で200円を超えた時は出資金に増資させていただきます。
3. また、すでに送付済の「配当金のお知らせ」は出資金の残高証明書を兼ねておりますので、大切に保管おき下さい。

(B) 長期契約者の方

1. 長期契約掛金÷契約年数=22年度配当対象掛金とし、その掛金の5%を還元いたします。還元方法については、すでに送付済の「配当金のお知らせ」をご覧ください。
2. 端数については、組合の預り金とし端数(10円未満)が累計で200円を超えた時は出資金に増資させていただきます。
3. また、すでに送付済の「配当金のお知らせ」は出資金の残高証明書を兼ねておりますので、大切に保管おき下さい。

非組合員の方

(A) 1年契約の方

1. 次回の契約更改(継続)時に共济掛金と相殺させていただきます。

(B) 長期契約者の方

1. 長期契約掛金÷契約年数=22年度配当対象掛金とし、その掛金の5%を還元いたします。

■代理所組織別実績一覧

| 組織別代理所名 | 代理所数 | 共济掛金 | 構成比率 | 火災共济 | | | | | | | | 商工共济 | | | | | | |
|---------|------|-------------|-------|--------|-------|-------------|-------|--------|-------|-------------|-------|--------|-------|--------|-------|-------------|--------|-------|
| | | | | 新契約 | | | | 保有契約 | | | | ハンドル共济 | | 大型傷害共济 | | 自動車共济(受託業務) | | |
| | | | | 件数 | 構成比率 | 契約額 | 構成比率 | 件数 | 構成比率 | 契約額 | 構成比率 | 保有 | 構成比率 | 保有 | 構成比率 | 保有 | 構成比率 | |
| 商工会 | 21 | 215,802,810 | 51.0% | 9,941 | 57.3% | 123,122,301 | 44.7% | 10,613 | 50.9% | 138,744,671 | 37.1% | 21 | 1,509 | 57.2% | 1,173 | 84.4% | 4,350 | 43.4% |
| 商工会議所 | 6 | 58,458,560 | 13.8 | 2,432 | 14.0 | 34,651,229 | 12.6 | 2,657 | 12.7 | 39,170,696 | 10.5 | 6 | 92 | 3.5 | 21 | 1.5 | 548 | 5.5 |
| 金融機関 | 6 | 47,113,690 | 11.1 | 1,653 | 9.5 | 27,852,448 | 10.1 | 3,014 | 14.5 | 56,198,987 | 15.0 | 6 | 595 | 22.5 | 61 | 4.4 | 397 | 3.9 |
| 協同組合 | 19 | 22,971,530 | 5.4 | 873 | 5.0 | 18,392,874 | 6.7 | 964 | 4.6 | 19,958,464 | 5.3 | 19 | 158 | 6.0 | 31 | 2.3 | 690 | 6.9 |
| その他機関 | 45 | 42,172,940 | 10.0 | 1,020 | 5.9 | 46,563,436 | 16.9 | 1,740 | 8.3 | 83,784,835 | 22.4 | 42 | 183 | 6.9 | 52 | 3.7 | 2,617 | 26.1 |
| 事務局 | - | 36,735,420 | 8.7 | 1,421 | 8.3 | 24,761,498 | 9.0 | 1,867 | 9.0 | 36,597,592 | 9.7 | - | 103 | 3.9 | 52 | 3.7 | 1,420 | 14.2 |
| 計 | 97 | 423,254,950 | 100 | 17,340 | 100 | 275,343,786 | 100 | 20,855 | 100 | 374,455,245 | 100 | 94 | 2,640 | 100 | 1,390 | 100 | 10,022 | 100 |

■火災共济事故別支払件数及び支払共济金

(単位:円)

| 種類 | 火災 | 破裂・爆発 | 落雷 | 風・雹・雪災 | 物体の落下 飛来・衝突 | 水ぬれ | 騒じょう・ 労働争議 | 盗難 | 水災 | 計 |
|-----|-------------|-------|------------|-------------|----------------|-----------|---------------|--------|-----------|-------------|
| 件数 | 13 | 0 | 93 | 222 | 16 | 16 | 0 | 2 | 3 | 365 |
| 共济金 | 143,342,992 | 0 | 24,709,939 | 110,306,200 | 410,237 | 5,647,455 | 0 | 74,075 | 2,000,000 | 286,490,898 |

■自動車共济事故別支払件数及び支払共济金

(単位:円)

| 種類 | 対人賠償 | 自損事故 | 対物賠償 | 搭乗者 | 人身傷害 | 車輻 | 臨時費用 | 計 |
|-----|------------|---------|------------|-----------|---------|------------|---------|-------------|
| 件数 | 92 | 4 | 489 | 61 | 33 | 369 | 9 | 1,057 |
| 共济金 | 47,094,113 | 174,000 | 81,202,042 | 7,605,000 | 511,845 | 65,614,036 | 110,000 | 202,311,036 |



平成22年度業容

■火災共济・商工共济業績総括一覧

県商工共济(協)は県火災共济(協)の表裏一体団体として県火災共济(協)が取扱できない商品を取扱いをいたしております。また、組合法の絡みから、両組合は自立した組合として経理処理を行っておりますが、両共济の役員構成及び総代構成は同様になっておりますので、ここでは便宜的に羅列掲載いたしております。

(単位:千円)

| 区分 | 分類 | 火災共济 | 商工共济 | 合計 |
|---------------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 組合員数(人) | | 27,826 | 11,718 | 39,544 |
| 代理所数 | | 97 | 94 | 191 |
| 資産合計 | | 1,482,498 | 404,574 | 1,887,072 |
| | うち流動資産 | 1,198,521 | 395,194 | 1,593,715 |
| 負債合計 | | 508,060 | 126,328 | 634,388 |
| | うち責任準備金 | 405,182 | 48,040 | 453,222 |
| 組合員勘定合計(正味資産) | | 974,437 | 278,247 | 1,252,684 |
| | うち出資金 | 197,197 | 10,940 | 208,137 |
| 収入共济掛金 | | 423,455 | 154,946 | 578,401 |
| | 内 共济掛金(A) | 423,455 | 53,748 | 477,203 |
| | 内 受託業務手数料 | — | 101,198 | 101,198 |
| 支払共济金(B) | | 286,491 | 32,289 | 318,780 |
| 損害率(B/A) | | 67.7% | 60.1% | — |
| 事業費 | | 179,503 | 116,029 | 295,532 |
| | 内 人件費 | 76,775 | 42,200 | 118,975 |
| | 内 物件費 | 40,218 | 14,872 | 55,090 |
| | 内 代理所手数料 | 62,510 | 55,731 | 118,241 |
| | 内 支払手数料 | — | 3,226 | 3,226 |
| 再共济料 | | — | 25,621 | 25,621 |
| 再共济金 | | — | 28,794 | 28,794 |
| 連合会共济掛金 | | 234,183 | — | 234,183 |
| 連合会共济金 | | 286,491 | — | 286,491 |
| 当期剰余金 | | 42,858 | 10,268 | 53,126 |

組合の平成22年度業績報告

■火災共済の部

組合運営の概要

組合員には①平成21年度の共済掛金に対して総代会の承認後「利用分量配当金」を実施いたしました。②組合創立35周年記念事業の一環として、組合設立当初から火災共済のご契約を継続して頂いている1,000名(社)弱の組合員に感謝を込めて記念品の贈呈を行いました。

代理所には①代理所区分検討委員会の答申を受け、優良代理所の手数料の改正を行いました。②新任事務担当者会議等を積極的に行い代理所職員の資質向上研修を行いました。

組合では①最高引受限度額の改正を行いました。②共済契約に係る事務処理規程の改正を行いました。③新保険法の施行に伴い、組合の共済規程を整備いたしました。④雪害対策本部を設置し、契約者に対して対応いたしました。⑤秋田県信用組合と「共済商品窓販」の委託契約書を締結いたしました。

事業実績の総括

代理所や総代諸氏のご協力をいただき、共済契約件数17,340件(保有件数:20,855件)・共済契約額275,343,786千円(保有契約額:374,455,245千円)・共済掛金423,254,950円で終了いたしました。

最終的に当期剰余金(税引後)として42,843,092円の計上となりました。

剰余金の処分について

繰越剰余金756,092円を加えた43,614,578円が未処分剰余金となりましたので、利益準備金に9,000,000円・利用分量配当金に22,955,185円・特別積立金に6,000,000円・法施行及び料率改正対応積立金に2,500,000円・組合40周年記念事業積立金に1,500,000円・商工会館広告塔補修積立金に1,000,000円を計上し、かつ、組合創立35周年記念事業積立金の残額399,443円を加えて時期繰越金を1,043,442円とした剰余金処分案が総代会で承認されました。

■商工共済の部

組合運営の概要

組合員には①組合創立35周年記念事業の一環として、大口契約者各100名(社)に感謝を込めて記念品の贈呈を行いました。②共済金の支払いの迅速化を進め復興に寄与いたしました。

代理所には①代理所区分検討委員会の答申を受け、優良代理所の手数料の改正を行いました。②新任事務担当者会議等を積極的に行い代理所職員の資質向上研修を行いました。

組合では①新保険法の施行に伴い、組合の共済規程を整備いたしました。②秋田県信用組合と「共済商品窓販」の委託契約書を締結いたしました。③組合の出資金を増資計画に基づいて3月末で10,939,600円に増資いたしました。

事業実績の総括

代理所や総代諸氏のご尽力をいただき、特に自動車共済は「東北自動車共済協同組合」の中でも有数の保有台数を持つまでになってきました。

結果として元受共済の掛金は53,748,382円(対前年比:92.1%)・受託事業の手数料収入は100,219,418円(対前年比:111.4%)で終了いたしました。

最終的に当期剰余金(税引後)として10,265,293円の計上となりました。

剰余金の処分案について

繰越剰余金336,064円を加えた10,601,357円が未処分利益となりましたので、特別積立金に6,000,000円・法施行対応積立金に2,000,000円・40周年記念事業積立金に1,000,000円・商工会館広告塔修繕積立金に1,000,000円を計上し、かつ、組合創立35周年記念事業積立金の残額280,980円を加えて次期繰越金を882,337円とした剰余金処分案総代会で承認されました。

平成23年度事業計画について

(火災共済)

1. 事業方針

組合は「地域密着型組合」として県内中小企業者と共に歩む組合として更なる精進を重ねてまいります。

特に本年度は、共済掛金の改正に伴う減収が予測されておりますので、さらに業務面を強化し組合の体質強化に努めます。

また、平成23年度は日火連において、総合共済化の審議がなされることとなっており、未利用組合員や総合共済化における事務移管等を効率に行えるよう準備を進めてまいります。(組合総代会資料から抜粋)

2. 普及促進目標

新契約件数 18,500件 新契約額 2,900億円

(商工共済)

1. 事業方針

火災共済と同様の事業方針で参ります。

特に、元受共済である「大型共済」・「ハンドル共済」の増加を目標として「3ヶ年計画」を策定し、元受共済の安定増加に務め組合の体質協会をはかります。(組合総代会資料から抜粋)

2. 普及促進目標

| | |
|---------|---------|
| ①ハンドル共済 | 2,800台 |
| ②大型傷害共済 | 1,500口 |
| ③自動車共済 | 11,000台 |

組合の取扱商品及び代理所について

組合の取扱商品

組合の取扱商品をご紹介します。

火災共済……普通火災共済・総合火災共済・新総合火災共済(10月1日より)があります。

大型傷害……満6歳以上から満80歳未満の方が加入でき、24時間補償の傷害共済です。

最高補償額は2,500万円(交通傷害死亡の場合)です。

ハンドル共済……自賠責・自動車共済(保険)とは別に契約者にお支払いする共済です。

自動車共済……人身傷害共済・車両共済もあります。

ロードサービスも拡大しております。

自賠責共済も取扱しております。

医療総合保障共済……医療共済プラスがん共済等、プランが選べます。24時間・365日「健康相談」をご利用できます。

傷害総合保障共済……傷害共済に疾病共済金(死亡・入院)、介護共済金をセットした共済です。24時間・365日「健康相談」をご利用できます。

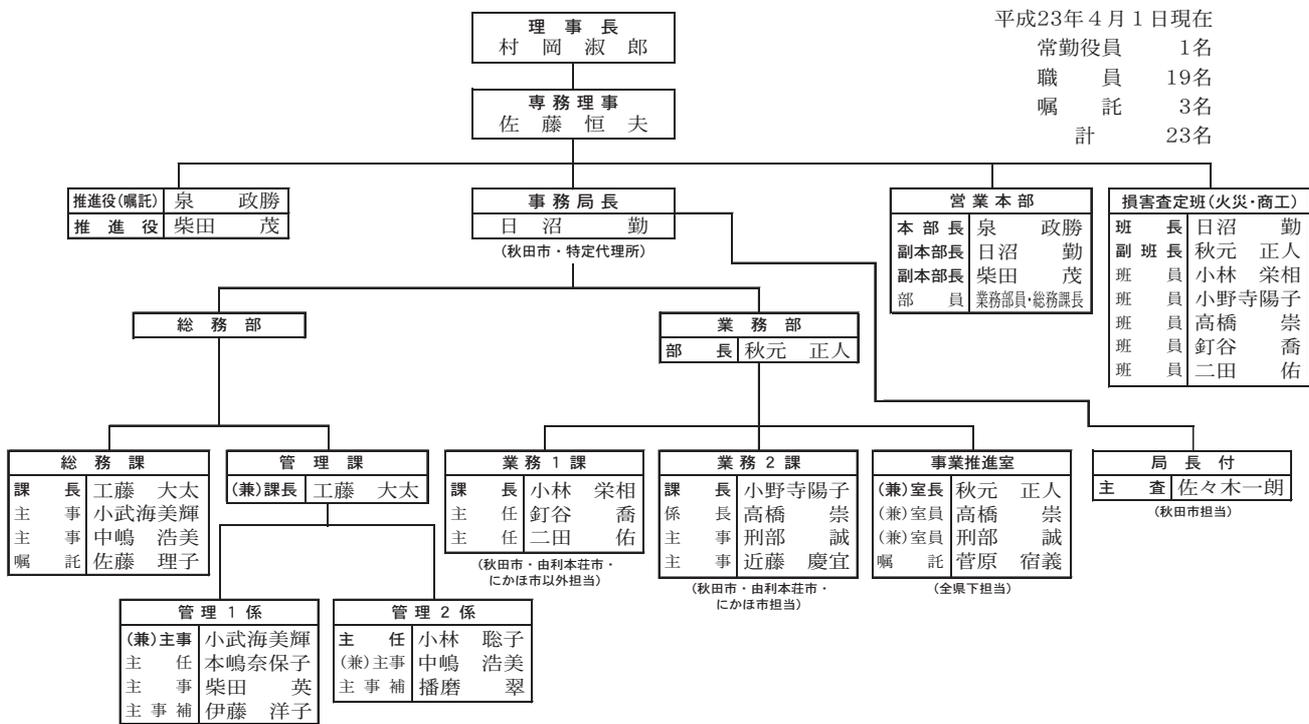
労働災害補償共済……政府労災保険の上乗せ補償する共済です。

組合の代理所

組合の代理所(取扱所)は、県内に97代理所があります。詳細については組合のホームページで御確認下さい。

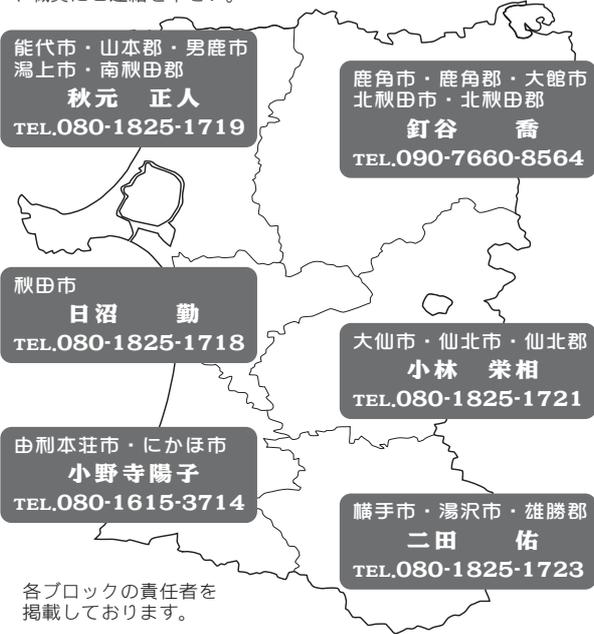
秋田県火災(商工)共済協同組合組織機構図

平成23年4月1日現在
 常勤役員 1名
 職員 19名
 嘱託 3名
 計 23名



地区別担当者一覧

組合は、契約者へのアフターや事故対応のためにブロック毎に職員を貼り付けております。契約に係る相談や事故の際は代理所や職員にご連絡を下さい。



24時間いつでも安心 大型傷害共済

就業中に限らず、日常生活や休日のレジャーなど、貴方のまわりには危険があふれています。いつ起こるかかわからない万一に備え、保障の大きな「大型傷害共済」をお立て下さい。

大型傷害共済の特長

- 1 加入年齢は、満6才以上、満80才未満と、幅広くご加入いただけます。
- 2 万一の場合は、損保や他の共済の支払いとは一切関係なく、お支払いします。
- 3 共済掛金は、年齢や性別、職業に関係なく一律：月額2,000円です。
- 4 共済金のお支払いは、全額契約者に直接お支払いしますので、追って被共済者にお支払い下さい。
- 5 月払契約ですので、2回目以降の共済掛金は自動振替(県内金融機関)となります。
- 6 自動継続ですので、2回目以降は更改の手続きが不要です。

●補償内容

| | | |
|---|---------------|--|
| 死 亡 <small>(事故日から180日以内の死亡に支払います。)</small> | 交通傷害 | 2,500万円 |
| | 一般の傷害 | 2,000万円 |
| 後遺障害 <small>(事故日から180日以内の障害等級の診断を受けた場合に支払います。)</small> | 交通傷害 一般の傷害 | 2,000万円～20万円 <small>(後遺障害等級表による1級～14級)</small> |
| 医療共済金 | 入院 | 4,000円×日数 <small>(事故日から1年以内の実入院)</small> |
| | 通院 | 2,000円×日数 <small>(事故日から1年以内の実通院の日数)</small> |

※医療共済金は、事故の日から90日以内に医師の「入院・通院」治療を受けたときに対象となります。

事務局からのお知らせ

1. 平成23年3月31日に行政官庁から新共済掛金の認可を頂きました。これに伴い平成23年10月1日より共済掛金の変更を行います。これは、組合員の皆様方の利便を最優先して「構造区分」等を整備し、かつ、「新総合火災共済」(新価払)を創設いたしました。組合代理所担当者会議を8月に開催し周知徹底をいたしております。商品内容については、最寄りの組合代理所(商工会議所・商工会・主たる協同組合・金融機関別働隊)にご確認下さい。
2. 組合役員会で決議頂いて上部団体である全日本火災共済協同組合連合会(日火連)に要望を出しておりました損害保険会社と同様の「地震共済」(引受には限度と制限があります)を創設いたしました。引受額は小さい商品ですが、組合員皆

- 様方から御協力を頂いて引受限度額が大きくなるよう努力して参りたいと考えています。
3. 平成23年10月1日からの掛金の改正に伴い、組合の1危険あたりの加入限度が上がりました、最高で20億円までの引受が可能になりました。大概の建物はこれで解決できるかと考えております。
4. 節電協力のため、事務所内が暑く・暗くなっております。ご来所の際は足元にお気をつけ下さい。節電解除後にもできる限り同様の処置をして経費の節約に努めて参りたいと考えております。

お問い合わせ
秋田県火災共済協同組合・秋田県商工共済協同組合
 秋田市旭北錦町1-47 TEL (018) 864-3320 FAX (018) 864-3335
 または、地元の商工会・商工会議所・金融機関(代理所)・主要協同組合へお申し出下さい。